

学法第1050号
令和6年10月4日

各私立高等学校等設置者 様

鹿児島県総務部学事法制課長

令和6年度鹿児島県私立高等学校等奨学給付金に係る二次申請期限の
周知について（依頼）

本県の私学行政については、平素から格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和6年6月21日付け学法第1038号にて、令和6年9月13日を一次申請期限として制度の周知を依頼しておりましたが、標記給付金の受給資格があるにもかかわらず、未だ申請を行っていない保護者等が見受けられることから、下記の二次申請期限まで申請の受付を行います。

つきましては、在校生及びその保護者等に再度周知いただくとともに、該当する保護者等がいる場合、各高等学校等において申請書類等を取りまとめていただき、御提出くださるようお願いいたします。

記

1 二次申請期限

令和6年10月31日（木）

※ 家計急変については、令和7年2月28日（金）

2 申請書類の入手方法

鹿児島県のホームページからダウンロードしてください。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html>

3 その他

今回の周知により新たに提出された申請書に基づき、支給が決定された場合、令和7年1月から2月を目途に、申し出のあった口座に振り込む予定です。

【問合せ・提出先】

鹿児島県総務部学事法制課私立学校係

住所：〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

T E L : 099-286-2146

F A X : 099-286-5508

E-mail : gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp